

令和元年度

第2回 阿賀野市入札監視委員会

令和2年3月24日（火）

阿賀野市総務部管財課

令和元年度 第2回 阿賀野市入札監視委員会 会議録

- 1 日 時 令和2年3月24日(火) 午後2時00分～午後3時10分
- 2 場 所 阿賀野市役所 第1多目的ホール
- 3 委 員
佐伯竜彦、本間康子、佐藤哲雄、信田雅恭
- 4 傍聴者 2名(北陸工業新聞社、日本工業経済新聞社)
- 5 議題
 - (1) 委員長の選出(互選)について
 - (2) 委員長代理の指名について
 - (3) 期間内の発注状況等報告
 - ・期間内の工事総括について(対象期間:令和元年8月～令和2年1月)
 - ・発注方式別工事等について(対象期間:令和元年8月～令和2年1月)
 - ・指名停止・苦情処理・談合情報対応の状況等について
(対象期間:令和元年8月～令和2年1月)
 - (4) 抽出案件の審議 (詳細は別紙のとおり)
 - ・制限付一般競争入札 2件
 - ・通常指名競争入札 1件
 - ・随意契約 2件
 - (5) その他
次回定例会の抽出委員の委任について

「発注状況等報告」

期間内の工事総括について

特になし	
------	--

発注方式別工事等について

通常指名競争入札（C）

<p>「質問・意見」</p> <p>1 指名競争入札において、3件の不落中、「C-20」及び「C-35」は抽出案件であがっているが、「C-38 建第 59 号上黒瀬 319 号線拡幅改良工事」はどのように処理をしたのか？</p>	<p>「回答」</p> <p>1 緊急に着手することを要する案件ではないということで不調随契は行わずに、設計書等を精査した後、令和2年1月23日に再度入札を行い、落札に至った。</p>
--	--

指名停止・苦情処理・談合情報対応の状況等について

特になし	
------	--

「抽出案件」

制限付一般競争入札（A）【2件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加 者数
A-10	下水第 18 号	里 53-2 号 管渠工事	土木	(株)ライズビルド	26,676,000	97.90%	下水道	25
<p>抽出理由（本間委員）</p> <p>今期間の一般競争入札案件中では、入札参加者数が多いので、入札参加しやすい工事なのか。また、どのような業者が参加したのか知りたいため。</p>					<p>「回答」</p> <p>同日に同種工事で、参加資格要件も同じである「A-11 下水第 19 号 里 50-2 号管渠工事」の入札を行ったことで、入札者が増えたものとする。入札参加者数も同数の 25 者であった。また、入札において参加者数は多ければ多いほど、入札の公平性・公正性を高め、さらに価格の競争原理も働くため、入札執行を預かる事務局側としては、むしろ良い結果になったと考える。</p> <p>参加資格要件を「土木一式工事に登録された A・B ランク業者」で、「市内に主たる営業所を有する者」に設定したが、その要件に該当する登録業者は 37 者で、その内の 25 者が入札に参加した。</p>			

<p>「質問・意見」</p> <p>1 「A-10」と「A-11」の両案件とも、参加者数は同数の25者とのことだが、参加業者の構成も同じなのか？</p> <p>2 他にも同種工事を同時期に発注しているようだが、何か狙いがある、そのような発注の仕方しているのか？</p> <p>3 同種工事・同時発注の場合でも、同じ業者が複数の工事を受注してもいいのか？</p>	<p>1 参加業者の構成も同じである。</p> <p>2 そのような工事は下水道の工事が多いのだが、たとえば下水道管渠というのは、つながっていて、それを工区毎に分けて発注しているため、当然近接する工事になり、同時期に同種工事の発注は多くなる。また、受注者の受注機会の確保でもある。</p> <p>3 受注してもいい。ただし、同じ業者が近接する管渠工事を2件とった場合は、2本の工事を1本の工事に見立て、経費調整という形で、経費を再計算するため発注額は下がるが、受注する業者側にはそうであったとしても、2本受注するメリットはあるものと考えている。</p>
--	--

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札参加者数
A-34	生涯工第3号	立川記念屋内球技練習場屋根改修工事	屋根	(株)坂詰組	23,100,000	97.67%	生涯学習課	6
抽出理由（本間委員） 業者見積により予定価格を設定した工事であるが、どの業者から見積を取ったのか。また、見積業者と入札参加業者、落札業者の一致性はどのようになっているか知りたいため。					<p>「回答」</p> <p>参考見積を徴した業者は、(株)小林組および(株)齋藤工務店の2者であり、最低価格を提示した(株)小林組の見積額を予定価格とした。</p> <p>また、見積業者、入札参加業者及び落札業者との一致性については、参加資格要件を「市内に主または従たる営業所を有する屋根工事に登録されている者」とした6者であること、落札業者は(株)坂詰組であったことから、見積業者、入札参加業者及び落札業者の一致性はないものと考ええる。</p>			

<p>「質問・意見」</p> <p>1 見積を依頼する業者はどうやって決めているのか。自動的に指名業者が決まるようなルールがあるのか。</p> <p>2 参考見積を徴するにあたって、業者側から「見積は勘弁してほしい」などの声はないのか。</p> <p>3 参考見積といえども、業者側にとっては「仕事」が発生しているといえると思うが、この点について、今後阿賀野市としてはどのような考えをもっているのか。</p> <p style="padding-left: 40px;">今の体制で回っている内はまだいいのかもしれないが、今後厳しくなってくることも考えられるが… つまり、今現在は参考見積を徴する際のルールはないということか。</p> <p>4 当案件に限ったことではないが、参考見積書を徴した一般競争入札案件では、見積提供業者は、入札に参加しているか。</p>	<p>1 屋根工事に登録された業者の中から、地域性及び実績を考慮して、担当課からの見積依頼業者案を管財課で適正化かどうかの判断を行い、業者を決めている。</p> <p>2 今のところは聞いていない。</p> <p>3 今のところは、参考見積に対する費用弁償は考えていない。あくまでも、業者から提供してもらった「資料」として頂戴している。</p> <p style="padding-left: 40px;">今現在は、明確なルールはない。</p> <p>4 入札時の参加資格要件に合致する業者に参考見積を依頼しているので、100%というわけではないが、ほぼ参加していると思われる。 また、仮に参考見積の提出に応じなかった場合でも、入札に影響するものではないという断りをして、参考見積の依頼を行っている。</p>
---	---

通常指名競争入札 (C) 【1件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札参加者数
C-43	下水第 39 号	保田第 1 636-1 号管渠 工事	土木	(株)石栗組	11,880,000	94.99%	下水道	21
<p>抽出理由 (本間委員)</p> <p>今期間の指名競争入札案件中では、通常より指名する業者数が多いので、その理由が知りたいため。また、指名業者は土木登録業者 21 者中 21 者で最大数を指名したのか、あるいは、それ以上の数を指名することができたのか知りたいため。</p>					<p>「回答」</p> <p>本工事は、設計金額が 1,000 万円以上であることから、通常ならば制限一般競争入札に付す案件であるが、年度内履行をするために、入札参加期間を設ける必要がない指名競争入札により入札を行った。</p>			

	<p>また、規程では、設計額から入札者数は 5 者以上とされているが、より公平性・公正性を高めるために、多くの業者を指名し、21 者とした。その 21 者は、「土木 B・C ランクに登録された市内に主たる営業所を有する業者」30 者の中及び、施工箇所から、水原、安田の業者を中心に、本年度の下水道工事の受注数が少ない笹神、京ヶ瀬地域の業者を指名した。</p>
<p>「質問・意見」</p> <p>1 資料 20 ページ「抽出事案説明書 (C-43)」の「上記業者を指名した経緯・理由 (指名の考え方)」にある「技術的適正」とは何か。</p>	<p>1 「技術的適正」とは、業者のランクをいう。</p>

随意契約 (D) 【2 件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加 者数
D-1	商第 4 号	どんぐりの森 バイオトイレ 整備工事	とび・土工	小菅建設 興業(株)	5,940,000	99.08%	商工観光課	1
<p>抽出理由 (本間委員)</p> <p>不落になった理由と不調随契を行った理由及び、随意契約締結業者を選んだ理由を知りたいため。</p>					<p>「回答」</p> <p>「機材費」と「諸経費」において設計額との差が生じていたため不落になったものと思われる。</p> <p>また、「不調随契を行った理由」は、予定価格と入札最低額との差が、比較予定価格 (予定価格の税抜額) の 10% を超えないことと、今年度中の履行が必須であり、冬期間には施工が不可能であることから、不調随契を行った。</p> <p>「随意契約締結業者を選んだ理由」は、最低価格を提示した小菅建設興業 (株) を選んだ。</p>			
<p>「質問・意見」</p> <p>1 「機材費」と「諸経費」において、市の設計額と入札額に差が生じていたとのことだが、どのくらいの差があったのか?</p>					<p>1 資料 23 ページ「抽出事案説明書 (D-1)」の工事概要に予定価格 (税抜) 5,450,000 円とあり、25 ページ「入札公表兼結果調書 (指名競争入札)」の最低額入札者である小菅建設興業 (株) は、5,850,000 円を提示しており、400,000 円の差が生じてる。</p>			

400,000 円の差が生じたということは、市が予定価格を設定した際に、実態にそぐわない金額を用いたという解釈でよいか。

2 市としても、「不落になる」という事態は避けたいと考えているのか。

そのようなことはあるのか。

3 今回の案件のように、機材や設備を指定した場合に、「機材費」の差が生じやすいのか。

4 不落になった次の手段として、「予定価格と入札最低額との差が、比較予定価格の10%を超えないこと」とあるが、この要件を満たさないと、また入札するということか。

予定価格と入札最低額との差が、比較予定価格の10%を超えていた場合は、不調随契にはならないのか。

再入札でも落札者がでなかった場合は、「再々入札」になるのか。

5 25 ページ「入札公表兼結果調書（指名競争入札）」を見ると、落札者の記載がないが、この案件は落札しなかったという解釈でよいか。

だけど、実際は小菅建設興業（株）に決まった？

6 予定価格と入札最低額との差が、比較予定価格の10%を超えていた場合は、どのようになるのか。

「機材費」に関してはメーカーから、設置等作業に関する費用については施工業者から見積を徴し、設計した。

「機材費」と「諸経費（運搬費）」が、当市が設定した額よりも業者が多めの金額を入れたものだと考える。

2 当然そうだが、今回はメーカーが市に対して提示した見積金額と、業者に対して提示した見積金額に差が生じていたものと思われる。

あるかないかといえば、今回の案件が発生したように、発生しないとは言い切れない。

3 そういうわけではない。

4 先の説明と重なるが、「予定価格と入札最低額との差が、比較予定価格の10%を超えないこと」と「緊急に着手することを要する場合」という、2つの条件を満たさなければならない。

その時点で、不調随契にはならない。

再入札は1回を限度としていることから、「再々入札」は行わないことになっている。

5 そのとおり。予定価格を下回る入札額を提示した業者がいなかったため、本案件自体は落札に至らなかった案件である。

指名競争入札としては、不落になってしまったが、前述の説明のとおり、最終的には、小菅建設興業（株）に決まった。

6 不落原因を調べて、設計の組み直しか指名替えを行った上で、再度入札に付すことで対応する。

7 23 ページ「抽出事案説明書 (D-1)」の「上記業者を選定した経緯・理由 (随意契約の理由)」で、「最低価格の応札者から再度見積書を徴し、予定価格を下回っていたため、随意契約を行った。」とあるが、入札時に小菅建設興業 (株) は 5,850,000 円を最低入札額としてを提示していたが、比較予定価格は 5,450,000 円であることから、再度見積を提出した際は、5,450,000 円を下回る額を提示したということか。

入札時の入札額は、比較予定価格よりも高いはずであるのに、再度見積書を提出する際には、見積額が比較予定価格内に収まるのはなぜか。

業者としては、入札額に儲けを見据えてのことなのか、ぎりぎり施工できるだけなのかはわからないが、仮にぎりぎりの金額で入札額を設定していた場合、再度見積書を提出させて、比較予定価格を下回っていたということは、「値下げをしろ」と言っているのと同じなのではないか。

もし、業者が不調随契に応じないということであれば、予定価格を見直すということになるのか。

7 そのとおり。7 ページ「発注方式別工事等一覧表」にあるとおり、契約金額 5,940,000 円 (税抜 5,400,000 円) を提示して、随意契約を行った。

入札時に不落になったということは、入札した業者も、自分が提示した入札額が比較予定価格よりも高かったということは、もちろん知っているもので、見積を提出する際は、金額を下げて見積書を提出するため、比較予定価格内に収まったと思われる。

今回の案件では、小菅建設興業 (株) は不調随契に応じてくれたが、もちろん応じるか否かは業者の判断になる。業者が応じなかった場合は、再度入札を行うことになる。今回は、見積を徴した結果、たまたま、比較予定価格を下回る金額で見積書を提出したため、随契に至った。

最終的には、設計の組み直しを行い、予定価格も変わると思う。

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札参加者数
D-2	学教工第 6号	笹神中学校体育館放送設備 改修工事	電気	(有)五頭電機商会	3,036,000	99.96%	学校教育課	1
抽出理由（本間委員） 不落になった理由と不調随契を行った理由及び、随意契約締結業者を選んだ理由を知りたいため。					「回答」 「機材費」において設計額との差が生じていたため不落になったものと思われる。 また、「不調随契を行った理由」は、予定価格と入札最低額との差が、比較予定価格の10%を超えないことと、3月3日に予定していた卒業式までに早急に改修する必要があったことから、不調随契を行った。 「随意契約締結業者を選んだ理由」は、最低価格を提示した(有)五頭電気商会を選んだ。			
「質問・意見」 ※特になし								